

近組 2024-011 号

2024 年 4 月 16 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 光永 靖

### 団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、裁量労働制の本人同意を得られるまでの期間の対応について再考を求める。

周知の通り 2024 年 4 月より専門業務型裁量労働制も適用に際し本人同意が必須となった。貴法人は、2023 年度より裁量労働制が適用除外となった大学教員（医学部を除く）には 1 か月単位の変形労働時間制を適用するという運用をしている。また、2024 年度からは、本人同意が得られない場合も同様の運用をすると説明した。しかし、大学教員の研究・教育の裁量を維持できる形での変形労働時間制の適用は難しく、現状、十分な体制を構築できていない状態での見切り発車であると思われる。

なお、同意を得られるまでの期間については、「例えば 5 月 15 日に同意した場合でも、4 月 1 日に遡及して適用する」というのが貴法人労務課による公式の説明である。しかし、4 月 12 日に本組合が東大阪労働基準監督署にてこの運用の可否について確認したところ、「遡及はできない。同意した日から適用される」との回答であった。つまり、貴法人労務課による説明は明確に労基法違反である。

この点について貴法人の説明を求めるとともに、適法な運用をし、同意が得られるまでの期間に生じた残業代を支払うことを求める。

4 月 25 日の団体交渉の際に回答せよ。

以上